

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

懸賞金の上限が1千万円に、さて税金は？

Q：：懸賞金の上限が1,000万円になるそうですが、税務上の取扱いについて教えてください。

A：懸賞金は、所得税では一時所得として取り扱われます。

【解説】

公正取引委員会が4月1日から、景品規制に関する告示を改正、その一環としてオープン懸賞の懸賞金の上限をこれまでの100万円から1,000万円に引き上げられます。

オープン懸賞とは、広告においてくじの方法等により経済上の利益を申し出るもので、商品の購入をしなくても応募できるタイプの懸賞のことです。

さて、懸賞金の税務上の取扱いについてですが、税務上は、懸賞金は一時所得に該当します。

一時所得の計算は、次のように計算されます。

【算式】

一時所得の金額＝収入金額－費用－50万円
そして、一時所得の2分の1が総所得金額に加算されます。

また、商店会などから受ける賞金やテレビのクイズの賞金などのような広告宣伝のための賞金は、支払いの際に源泉徴収が行われます。源泉徴収される税額は、支払金額から50万円を控除した残額について10%となっています。

つまり、50万円までの賞金なら無税でもらえるというわけです。

